

○旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則

令和 3 年 2 月 1 9 日

旭市規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（令和 2 年旭市条例第 2 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める安全基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び東日本高速道路株式会社
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和 4 0 年法律第 1 2 4 号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和 4 5 年法律第 8 2 号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 1 0 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 0 条第 1 項の規定により認

可された土地改良区

(6) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第 7 号の市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その認定の可否を決定し、公共的団体認定（拒否）通知書（第 2 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（許認可行為）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項第 3 号の規則で定めるものは、別表第 2 に掲げる行為とする。

（適用除外）

第 5 条 条例第 9 条第 1 項第 4 号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる特定事業とする。

(1) 農業委員会へ軽微な農地改良の届出がされた事業

(2) 特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満の採取土砂等を用いて行う特定事業で、建築主が自ら居住する専用住宅又は併用住宅の建築に係るもの

(3) 特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満の採取土砂等を用いて行う特定事業で、当該特定事業の施工前における地盤面の最も低い地点と施工後における最も高い地点との高低差が 1 メートル未満となる事業

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に市長が認める事業

(特定事業の施工の妨げとなる権利)

第6条 条例第11条第1項の特定事業の施工の妨げとなる権利として規則で定めるものは、地上権、永小作権、質権及び賃借権（第9条第2項第1号において「地上権等」という。）とする。

(住民説明会等の範囲)

第7条 条例第11条第2項に規定する特定事業区域から500メートル以内の区域は、特定事業区域（一時堆積特定事業の場合にあっては、特定事業場。第9条第2項第1号及び第3号、第9条第4項第3号、第17条第2項第3号及び第11号、第18条第2項第3号、第21条第2項第2号、第22条第2項第3号及び第5号、第23条第2項第2号及び第4号並びに第24条第3項第2号において同じ。）の外周部から500メートル以内の区域（以下「当該区域」という。）とし、当該区域にその敷地の一部が含まれる世帯の世帯主（当該区域の世帯数が30世帯未満の場合にあっては、当該区域にその土地の一部が含まれる土地の所有者を含む。）を含めるものとする。

(事前協議)

第8条 条例第12条第1項第1号の特定事業計画書は、特定事業計画書（第3号様式）とする。

2 条例第12条第1項第9号の特定事業区域の表土の地質の状況は、次の各号に定める方法により検査して得られたものでなければならない。

(1) 検査は、次に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれに定める数以上の区域に等分して行うこと。

ア 3,000平方メートル未満 1

イ 3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 2

ウ 10,000平方メートル以上 イに定める数に10,000平方メートルを超えるごとに1を加算した数

(2) 検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに、土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 検査は、前号の規定により採取された試料ごとに、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこ

と。

3 条例第12条第1項第12号の市長が必要と認める書類及び図面は、前項第2号に規定する検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書（第4号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第5号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。

4 条例第12条第2項の書面は、特定事業事前協議済通知書（第6号様式）とする。

（許可の申請等）

第9条 条例第13条第1項及び第2項の申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（第7号様式）とする。

2 条例第13条第1項に規定する条例第11条各項の規定による同意を得たことを証する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による同意で、特定事業区域の土地につき地上権等を有する者に係るもの 地上権者等同意書（第8号様式）

(2) 条例第11条第2項の規定による同意で、当該区域に居住する住民及び土地の所有者に係るもの 周辺住民（土地所有者）同意書（第9号様式）及び世帯数調査書（第10号様式）

(3) 条例第11条第3項の規定による同意で、特定事業区域に隣接する土地の所有者に係るもの 隣接土地所有者同意書（第11号様式）

(4) 条例第11条第4項の規定による同意で、特定事業によって特に影響を受ける者として市長が認める者に係るもの 関係者同意書（第12号様式）

3 条例第13条第1項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業主等の住民票の写し（事業主等が法人の場合にあっては、登記事項証明書及び役員（条例第15条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し）

(2) 事業主等が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者（以下「未成年

年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

- (3) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (4) 特定事業区域の求積図
- (5) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- (6) 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 特定事業に使用する土砂等の予定量の計算書
- (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (10) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (11) 特定事業区域の流量計算書及び流域の図面
- (12) 特定事業に使用する土砂等の搬入経路図
- (13) 農地転用許可が必要な場合にあっては、許可指令書の写し又は許可申請書の写し
- (14) 埋蔵文化財所在の有無に関する書類
- (15) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあっては、占用許可書等の写し
- (16) 現場責任者であることを証する書類及び当該者が本人であることを確認することができる書類
- (17) 条例第11条第2項の規定による説明会の結果を記載した住民説明会報告書(第13号様式)
- (18) 事業主等のうち事業者と施工者が異なる場合にあっては、土地の埋立て等に係る請負契約書の写し
- (19) 事業主等(事業主等が未成年者である場合にあっては、事業主等及びその法定代理人)の誓約書(第14号様式)

- (20) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (21) 事業主等に第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (22) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 条例第13条第1項第9号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業主等が未成年である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- (2) 特定事業区域の表土の地質の状況
- (3) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (4) 一時堆積特定事業にあっては、特定事業に使用する土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置
- (5) 事業主等が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (6) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- (7) 事業主等に第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

5 条例第13条第2項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第3項各号（第5号及び第22号を除く。）に掲げる書類及び図面。この場合において、同項第3号、第4号、第6号、第11号及び第15号中「特定事業区域」とあるのは、「特定事業場」とする。
- (2) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図

- (4) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、前条第3項に規定する書類及び図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第13条第4項の届出書は、土質に関する届出書（第15号様式）とする。
- 7 条例第13条第4項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 第3項第1号から第7号まで、第11号及び第12号に掲げる書類及び図面
- (2) 別表第2に掲げる行為であることを証する書面
- (3) 使用する採取土砂等の土質に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 8 第2項及び第3項の規定にかかわらず、採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂等による土地の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満の場合には、第2項第2号及び第3号並びに第3項第17号に規定する書類の添付を省略することができる。
- （決定通知等）
- 第10条 条例第13条第3項の規定による通知は、特定事業（一時堆積特定事業）許可（不許可）決定通知書（第16号様式）とする。
- 2 条例第13条第4項の届出書の提出があったときは、土質に関する届出受理書（第17号様式）を届出者に交付するものとする。
- （使用人）
- 第11条 条例第15条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、事業主等の使用人で、次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。
- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- （構造上の基準）

第 12 条 条例第 15 条第 1 項第 3 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 3 に定めるとおりとする。

2 条例第 15 条第 2 項第 2 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 4 に定めるとおりとする。

(特定事業の変更許可の申請等)

第 13 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 氏名又は住所（事業主等が法人である場合にあっては、その名称、住所又は代表者の氏名）の変更

(2) 法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所又は代表者の氏名）の変更

(3) 次に掲げる者の変更

ア 事業主等が法人である場合におけるその役員

イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員

ウ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者

エ 第 11 条に規定する使用人

(4) 現場事務所の位置の変更

(5) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

2 条例第 16 条第 2 項の申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請書（第 18 号様式）とする。

3 条例第 16 条第 2 項の規則で定める書類及び図面は、第 9 条第 3 項各号又は第 5 項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものとする。

4 条例第 16 条第 3 項の規定による通知は、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可（不許可）決定通知書（第 19 号様式）とする。

5 条例第 16 条第 8 項の規定による届出は、特定事業（一時堆積特定事業）軽微変更届出書（第 20 号様式）を提出して行わなければならない。

(土質に関する変更届出)

第14条 条例第17条の規定による届出は、土質に関する変更届出書（第21号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、第9条第7項に規定する書類及び図面のうち変更に係るものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の届出書の提出があったときは、土質に関する変更届出受理書（第22号様式）を届出者に交付するものとする。

（特定事業の開始の届出）

第15条 条例第19条の規定による届出は、特定事業開始届出書（第23号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第16条 条例第20条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第24号様式）とする。

2 条例第20条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。

3 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う土砂等の地質分析は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

4 条例第20条の規定による届出書は、土砂等搬入届出書（第25号様式）とする。

5 事業主等は、特定事業に使用する土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、前項の届出書を提出しなければならない。

6 条例第20条第1号の土砂等が公共特定事業により発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該公共特定事業を発注した者が発行した公共特定事業土砂等発生元証明書（第26号様式）とする。

7 条例第20条第2号の土砂等が採取土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（第27号様式）とする。

（標識）

第 17 条 条例第 21 条第 1 項の標識は、特定事業に関する標識（第 28 号様式）とする。

2 条例第 21 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定事業に係る条例第 9 条第 1 項の許可又は第 10 条の届出（条例第 16 条第 1 項の変更の許可又は第 17 条の変更の届出を含む。以下「許可等」という。）の年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 事業主等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (5) 前号に定める者の連絡先の電話番号
- (6) 特定事業の許可等の期間
- (7) 特定事業区域の面積
- (8) 特定事業に使用する土砂等の区分
- (9) 特定事業に使用する土砂等の搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (10) 現場責任者の氏名及び職名
- (11) 特定事業区域の見取図
（土砂等管理台帳）

第 18 条 条例第 22 条第 1 項及び第 2 項の管理台帳は、土砂等管理台帳（第 29 号様式）とする。

2 条例第 22 条第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業主等の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可等の番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の許可等の期間
- (5) 特定事業に使用する土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用する土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏

名又は名称及び住所

(8) 特定事業に使用する土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び期間並びに当該工事の責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(9) 搬入する土砂等の区分

(10) 特定事業に使用する土砂等の発生場所の事業者との間の契約において、土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第22条第2項第2号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前項各号（第5号を除く。）に掲げる事項

(2) 一時堆積特定事業に使用する土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量

4 土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における条例第22条第1項又は第2項の規定による記載を終了していなければならない。

5 条例第22条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（特定事業の休止をしようとするとき（当該休止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。）は当該休止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第24条第3項、第25条第3項又は第26条第3項の規定による届出の時）に行わなければならない。

6 条例第22条第3項の規定による報告は、一時堆積特定事業を除く特定事業にあっては特定事業状況報告書（第30号様式）、一時堆積特定事業にあっては一時堆積特定事業状況報告書（第31号様式）とする。

（地質検査等）

第19条 条例第23条第1項の地質検査（以下「地質検査」という。）は、特定事業を開始した日から2月ごと（条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する期日）に市長の指定する職員の立会いの上、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点を基点として5メートルから10メートルまでの間の4地点（当該地点がない場合にあっては、区域の中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、同号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。
- 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、地質検査は、前項の規定にかかわらず、一時堆積特定事業を開始した日から2月ごと（条例第24条第3項に規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出（表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合の当該一時堆積特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、前項各号に定める方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあっては、地質検査は、省略することができる。
- 3 条例第23条第1項の水質検査は、特定事業を開始した日から2月ごと（条例第24条第1項の規定による休止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第6

4号。以下「検定方法」という。)に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第20条 条例第23条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から2月ごとに当該2月を経過した日から1週間以内(条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する期日)に、特定事業地質等検査結果報告書(第32号様式)に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条第1項第3号の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書
- (3) 前条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(第33号様式。環境計量士の発行したものに限る。)

(特定事業の廃止等に係る届出)

第21条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業廃止・休止事前届出書(第34号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可等の期間
- (4) 特定事業を廃止しようとする年月日又は休止しようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は休止しようとする場合の工程
- (7) 一時堆積特定事業にあっては、特定事業場のうち土砂等が堆積されている面積

3 条例第24条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届出書(第35号様式)を提出して行わなければならない。

4 条例第24条第5項の規定による通知は、特定事業廃止確認結果通知書(第

36号様式)によるものとする。

(特定事業の完了に係る届出)

第22条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届出書(第37号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可等の期間
- (4) 特定事業の完了の予定年月日
- (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第25条第3項の規定による届出は、特定事業完了届出書(第38号様式)を提出して行わなければならない。

4 条例第25条第4項の規定による通知は、特定事業完了確認結果通知書(第39号様式)によるものとする。

(特定事業の終了に係る届出)

第23条 条例第26条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届出書(第40号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可等の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第26条第3項の規定による届出は、特定事業終了届出書(第41号様式)を提出して行わなければならない。

4 条例第26条第4項の規定による通知は、特定事業終了確認結果通知書(第42号様式)によるものとする。

(譲受けの許可の申請等)

第24条 条例第27条第2項の申請書は、特定事業譲受許可申請書(第43号様式)とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする者の住民票の写し（譲り受けようとする者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - (2) 譲り受けようとする者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - (3) 譲り受けようとする者（譲り受けようとする者が未成年者である場合にあっては、譲り受けようとする者及びその法定代理人）が条例第27条第4項において準用する条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることの誓約書
 - (4) 譲り受けようとする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
 - (5) 譲り受けようとする者に第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - (6) 譲受けの相手方が発行する譲り受けることを証する書面
 - (7) 譲り受けることについて、譲り受けようとする特定事業に係る他の事業主等の承諾を得たことを証する書面
 - (8) 現場責任者であることを証する書面
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第27条第2項第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可等の年月日及びその番号
 - (2) 特定事業区域の位置
 - (3) 譲り受けようとする特定事業の許可等の期間
 - (4) 現場責任者の氏名及び職名
 - (5) 譲受けの理由
 - (6) 譲り受けようとする者が未成年者である場合で、その法定代理人が法人であるときにあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名
 - (7) 譲り受けようとする者が法人である場合にあっては、その役員の氏名

(8) 譲り受けようとする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名

(9) 譲り受けようとする者に第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

4 条例第27条第3項の規定による通知は、特定事業譲受許可（不許可）決定通知書（第44号様式）によるものとする。

5 条例第27条第7項の届出書は、特定事業承継届出書（第45号様式）とする。

（相続等の届出）

第25条 条例第28条第2項の届出書は、特定事業相続等届出書（第46号様式）とする。

（身分を示す証票）

第26条 条例第34条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第47号様式）とする。

（書面等の提出部数）

第27条 条例及びこの規則の各規定により市長に提出する書面並びにこれに添付する書類及び図面の部数は、正副各1部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の廃止）

2 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成17年旭市規則第97号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現に条例附則第2項の規定による廃止前の旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年旭市条例第100号）第5条に規定する許可を受けている者に係る廃止前の旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施

行規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

- 4 この規則の施行の際、現に発行されている廃止前の規則第14条に規定する身分証明書は、第26条の規定による身分証明書とみなす。

別表第 1（第 2 条、第 8 条、第 1 6 条、第 1 9 条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2（以下「K 0 1 0 2 規格」という。）5 5. 2、5 5. 3 又は 5 5. 4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	K 0 1 0 2 規格 3 8 に定める方法（K 0 1 0 2 規格 3 8. 1. 1 に定める方法を除く。）
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	検定方法付表 1 に掲げる方法又は K 0 1 0 2 規格 3 1. 1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、検定方法付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	K 0 1 0 2 規格 5 4 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	K 0 1 0 2 規格 6 5. 2 に定める方法
ひ 砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、K 0 1 0 2 規格 6 1 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 5 0 年総理府令第 3 1 号）第 1 条第 3 項及び第 2 に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号。以下「環境基準」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準付表 2 及び検定方法付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準付表 3 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 2 5 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 4 7 年総理府令第 6 6 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法

ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリigram 以下	日本産業規格 K0125 (以下「K0125 規格」という。) の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリigram 以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年環境庁告示第 10 号) 付表に掲げる方法
1. 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1. 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 1 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
シス—1. 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1. 1. 1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1. 1. 2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1. 3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリigram 以下	環境基準付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリigram 以下	環境基準付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法

	下	
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリigram 以下	環境基準付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリigram 以下	K0125 規格の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリigram 以下	K0125 規格 67. 2、67. 3 又は 67. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0. 8 ミリigram 以下	K0102 規格 34. 1、34. 4 に定める方 法又は環境基準付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリigram 以下	K0102 規格 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法
1.4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリigram 以下	環境基準付表 7 に掲げる方法
水素イオン濃度	5. 8 以上 8. 6 以下	K0102 規格 12・1 に定める方法
塩化物イオン濃度	検液 1 リットルにつき 500 ミリigram 以下	K0102 規格 35 に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第 9 条第 1 号に規定する公共特定事業をいう。）のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る中欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液 1 リットルにつき 0.03 ミリigram、2.4 ミリigram 及び 3 ミリigram とする。
- 3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

- 5 六価クロムの項目について、規格 6 5. 2. 6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K 0 1 7 0 - 7 の 7 に定める操作を行うものとする。
- 6 ふっ素の項目について、環境基準付表 6 に掲げる方法による測定は、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する場合にあっては、当該方法と併せて K 0 1 0 2 規格 3 4. 1 に定める蒸留操作を行うものとする。この場合において、当該蒸留操作は、土壤の汚染に係る環境基準の例によるものとする。
- 7 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
- (1) 乾土 2 0 グラム相当量の生土又は風乾細土を 1 0 0 ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液（1 N 塩化カリウム液に約 N / 1 0 水酸化カリウム液を加えて p H 7. 0 に調整したもの）を 5 0 ミリリットル加える（土：純水又は塩化カリウム液 = 1 : 2. 5 とする。）。
 - (3) (2) により p H を調整した試料液をかくはん振とうした後 1 時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
 - (4) 測定結果には「p H (H 2 O) 又は p H (K C 1)」と付記し、測定条件を明確にする。

別表第 2（第 4 条、第 9 条関係）

- 1 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 4 条第 1 項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 1 項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 の規定による許可を要する開発行為並びに同法第 31 条、第 34 条第 2 項及び第 44 条において準用する第 34 条第 2 項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第 32 条第 1 項の規定による道路の占用の許可及び同法第 91 条第 1 項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第 76 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 13 条第 3 項の規定による特別地域内及び第 14 条第 3 項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条第 1 項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為

- 1 3 宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条の規定による許可を要する宅地造成
- 1 4 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第 2 7 条第 1 項、第 5 5 条第 1 項、第 5 7 条第 1 項及び第 5 8 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 1 5 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を要する開発行為
- 1 6 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 6 6 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 1 7 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 1 8 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 1 9 都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 5 条第 1 項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為
- 2 0 生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 2 1 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 6 7 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 6 7 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 2 2 千葉県立自然公園条例（昭和 3 5 年千葉県条例第 1 5 号）第 1 2 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 2 3 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 4 4 年千葉県条例第 5 0 号）第 7 条第 1 項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 2 4 千葉県風致地区条例（昭和 4 5 年千葉県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定による風致地区内における許可を要する行為

2 5 千葉県自然環境保全条例（昭和 4 8 年千葉県条例第 1 号）第 9 条第 4 項
の規定による特別地区内における許可を要する行為

2 6 千葉県港湾管理条例（昭和 5 1 年千葉県条例第 4 5 号）第 4 条第 1 項及
び第 5 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第3（第12条関係）

通常の埋立ての際の構造基準

- 1 特定事業場区域の地盤にすべりやすい土質の層がある時は、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に特定事業を行う場合にあっては、特定事業を行う前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 特定事業の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ特定事業の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		特定事業の高さ		のり面の勾配
れき砂、礫、砂質土、れき礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（小規模埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 特定事業の高さは、特定事業区域が接する前面の公道（土砂等の搬入口に接する公道をいう。）を基点（当該搬入口と当該公道が接する地点をいう。）として、2メートル以内とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
- 5 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 6 特定事業の高さが5メートル以上である場合にあっては、特定事業の高さが5メートルごとに、幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- 7 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 8 のり面は、石張り、芝張りモルタルの吹き付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられるものであること。
- 9 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第4（第12条関係）

一時堆積特定事業の場合の構造基準

- 1 一時堆積特定事業区域と隣接する土地との間に、次の表の左欄に掲げる一時堆積特定事業区域の面積に応じ、それぞれ右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の高さ（のり面の最下部と最上部との高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積によるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。